軽自動車税（種別割）

令和元年 10 月 1 日から軽自動車税の制度が変わり、これまでの軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」と名称が変更となりました。

●納めていただく方

４月１日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に納めていただきます。

自動車税（種別割）と異なり月割課税制度はありませんので、４月２日以降に廃車しても、その年度の軽自動車税は、納めていただくことになります。

●税率

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種	区分	年額
原動機付自転車	50cc 以下又は 0.6kW 以下	2,000 円
	90cc 以下又は 0.8kW 以下	2,000 円
	125cc 以下又は 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪車	二輪のもの（側車付のものを含む。） 250cc 以下	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

三輪以上の軽自動車

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">車　種</td><td colspan="4">初度検査年月（最初の新規検査年月）</td></tr>
<tr><td>平成 22 年３月
以前</td><td>平成 22 年４月
から
平成 27 年３月</td><td>平成 27 年４月
以降</td><td>令和４年４月
から
令和５年３月</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>旧税率</td><td>標準税率</td><td>軽課税率
（グリーン化特例）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">三輪</td><td rowspan="3">乗用</td><td rowspan="3">営業用</td><td rowspan="3">4,600 円</td><td rowspan="3">3,100 円</td><td rowspan="3">3,900 円</td><td>①　1,000 円</td></tr>
<tr><td>②　2,000 円</td></tr>
<tr><td>③　3,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>4,600 円</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>①　1,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">四輪以上</td><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>4,500 円</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>①　1,000 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>6,000 円</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>①　1,300 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">乗用</td><td rowspan="2">営業用</td><td rowspan="2">8,200 円</td><td rowspan="2">5,500 円</td><td rowspan="2">6,900 円</td><td>①　1,800 円</td></tr>
<tr><td>②　3,500 円</td></tr>
<tr><td></td><td>③　5,200 円</td></tr>
<tr><td></td><td>自家用</td><td>12,900 円</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>①　2,700 円</td></tr>
</table>

・重課税率

初度検査年月から１３年を経過した車両に適用されます。

・旧税率

初度検査年月が平成２７年３月以前（平成２８年度税制改正前）の車両は、重課税率の適用までの間、旧税率が適用されます。

・軽課税率（グリーン化特例）

初度検査年月が令和４年４月から令和５年３月までの新車で次の基準に該当するものは、令和５年度のみグリーン化特例（軽課）が適用されます。

①【７５％軽減】　電気軽自動車
燃料電池軽自動車（乗用自家用のみ）、
天然ガス軽自動車（平成３０年排出ガス規制適合又は平成２１年排出ガス規制に適合し、ＮＯｘ（窒素酸化物）１０％低減）

②【５０％軽減】　令和１２年度燃費基準９０％達成

③【２５％軽減】　令和１２年度燃費基準７０％達成

※②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成３０年排出ガス基準５０％低減達成車又は平成１７年排出ガス基準７５％低減達成車（★★★★）に限ります。

●納税

市からの納税通知書によって、５月の１回の納期で全額を納めていただきます。なお、年度の途中で廃車しても、税金の払い戻しはありません。

●申告

区分／申告		原動機付自転車 小型特殊自動車	軽自動車 (二輪を除く)	二輪の小型自動車 (250cc を超える)	二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下)
窓口	名称	高松市役所 市民税課　法人係	軽自動車検査協会 香川主管事務所	四国運輸局 香川運輸支局	
	所在	番町１丁目８番１５号 （２階１４番窓口）	国分寺町福家甲 １２５８番地１８	鬼無町佐藤２０番地１	
	電話	０８７－８３９－ ２２３３	０５０－３８１６－ ３１２２	０５０－５５４０－２０７５	
	受付	8:30～17:00	8:45～11:45 13:00～16:00	8:45～11:45 13:00～16:00	
必要なもの	新規	・車両の確認書類 （購入） 販売証明書 （転入） 廃車申告受付書 （譲受け） 廃車申告受付書と 譲渡証明書	★使用者の住民票記載事項証明書等 ・自賠責保険証	・（新車） 完成検査終了証　等 ・（中古車） 自動車検査証返納証明書　等 ★使用者の住民票記載事項証明書等 ・自賠責保険証	・（新車） メーカー発行の譲渡証明書　等 ・（中古車） 軽自動車届出済証返納証明書　等 ★使用者の住民票記載事項証明書等 ・自賠責保険証
	廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書	・ナンバープレート ・自動車検査証	・ナンバープレート ・自動車検査証	・ナンバープレート ・軽自動車届出済証
	名義変更	・譲渡証明書	★使用者の住民票記載事項証明書等 ・自動車検査証 ・（管轄が変更となるとき）ナンバープレート	★新使用者の住民票記載事項証明書等 ・旧所有者の譲渡証明書 ・自動車検査証 ・（県外ナンバーのとき）ナンバープレート	★新使用者の住民票記載事項証明書等 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・（県外ナンバーのとき）ナンバープレート
	住所変更	※高松市内で転居のとき →手続き不要 ※高松市外へ転出のとき ・ナンバープレート ・標識交付証明書 （転入先の市区町村で申告し、ナンバープレートの交付を受けてください。）	★使用者の住民票記載事項証明書等 ・自動車検査証 ・（管轄が変更となるとき）ナンバープレート	★使用者の新・旧住所の分かる住民票の写し等 ・自動車検査証 ・（県外ナンバーのとき）ナンバープレート	★使用者の新住所の住民票記載事項証明書等 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・（県外ナンバーのとき）ナンバープレート

★住所を証明する書類について、詳しくはそれぞれの申告窓口へお問い合わせください。

・原動機付自転車・小型特殊自動車の手続では、高松市内に住民登録のある方は住所を証明する書類は不要です。また、総合センター・支所でも手続できます。

・普通自動車の税（自動車税）については、香川県県税事務所 自動車税課（℡087-806-0314）へお問い合わせください。